

●香川県告示第306号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成25年6月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

小豆郡土庄町字坂之下乙39から乙46まで、乙53、字宮ノ西乙62、乙63、乙66から乙72まで、乙73の1、乙73の3（国有林）、乙75、乙76、乙77の1から乙77の4まで、乙81、字木香奥乙83甲、乙85、乙89の1、乙90、乙93、乙100の1、乙103から乙108まで、乙110、乙112、乙113の1、乙113の2、乙114から乙117まで、乙119から乙125まで、乙128から乙130まで、乙132の1、乙133、乙134の1、乙135、乙137、乙139、乙142から乙144まで、乙146から乙148まで、乙153の1、字柳奥乙192、乙193の1、乙193の2、乙194の1、乙195の1、乙195の2（国有林）、乙196、乙197、乙198の1、乙198の2、乙199の1、乙199の2、乙200から乙203まで、乙204の1、乙204の2（国有林）、字柳西乙232の1、乙232の2、乙233から乙237まで、乙238の1、乙238の2、乙239から乙245まで、乙246の1、乙246の2、乙247から乙252まで、乙253の2、乙253の4、乙254乙、乙254甲、乙255の1、乙255の3、乙255の4、乙256、乙257、乙258乙、乙258甲、乙259、乙261の1、乙262の1、乙262の2、乙262の3・乙262の4（以上2筆国有林）、乙263から乙267まで、乙270、字水ヶ浦乙336から乙345まで、字千軒奥乙346、乙347の2、乙348の2、乙349の2、乙350の2、乙351、乙352の2、乙353、乙354、乙355の3、乙356の2、乙357の1、乙358、乙360の1、乙360の2（国有林）、乙361の1、乙361の2（国有林）、乙362の1、乙363の2、乙362の3（国有林）、乙364、乙365、乙366の1、乙367、乙368の4、乙369の2、乙370の1、乙370の2、乙371の2、乙372の4、乙373から乙375まで、乙380、乙384の1、乙385、乙386の1、乙386の2、乙387から乙392まで、乙393の2、乙394の2、乙395から乙397まで、字東滝乙405、乙406、乙407の2、乙408、乙409、乙410の1、乙410の2（国有林）、乙411、乙413の1、乙413の2、乙414から乙420まで、乙421の1、乙421の2・乙422（以上2筆国有林）、乙423の1、乙423の2（国有林）、乙424の1、乙424の2（国有林）、乙425から乙445まで、乙446の1、乙446の2、乙447、乙448の1、乙448の2、乙449から乙451まで、乙452の1、乙452の2（国有林）、乙453から乙459まで、字西滝乙462から乙467まで、乙471から乙499まで、乙501、乙506から乙509まで、乙523から乙525まで、字戸形乙526の1、乙526の5、乙529、乙530の1、乙533の1、乙534、乙537、乙538の1、乙541の1、乙548の1、乙548の6、乙549、乙555の1、乙556、乙557の1、乙558の1、乙559の1、乙561から乙567まで、乙568の1、乙568乙、乙572の1、乙573、乙574、乙577の1、乙578の1、乙578の2、乙579から乙581まで、乙583、乙585から乙588まで、乙591の1、乙592から乙599まで、乙600乙、乙600甲、乙601、乙602、字蛇谷乙603、乙604、乙607、乙619、乙620、乙623から乙626まで、乙628の1、乙628の2（国有林）、乙629の1、乙629の2（国有林）、乙630の1、乙630の2・乙630の3（以上2筆国有林）、乙631の1、乙631の2（国有林）、乙632、字大瀬越乙645から乙655まで、乙656の1、乙656の2、乙657、乙658の2、乙659の2、乙660の1、乙661、乙662、乙664から乙667まで、乙685から乙690まで、乙700から乙706まで、乙707の1、乙707の2、乙708の1、乙708の2、乙709から乙711まで、

字小瀬奥乙798、乙799の1、乙799の2（国有林）、乙800の1、乙800の2（国有林）、乙801の1、乙801の2（国有林）、乙802の1、乙802の2（国有林）、乙803の1、乙803の2（国有林）、乙804から乙837まで、乙838の1、乙838の2（国有林）、乙839、乙840、乙841の1、乙841の2（国有林）、乙842から乙844まで、乙845の1、乙845の2・乙846（以上2筆国有林）、乙847の2、乙847の3（国有林）、字平尾乙848の6、乙849の2、乙850の4、乙852から乙854まで、字重岩乙880の1、乙880の2、乙883の1、乙883の3、乙884、乙885、乙886の1、乙886の3、乙888、乙889、乙890の1、乙891の1、乙899の1、乙900、乙901の1、乙902、乙914の1、乙918、乙919の1、乙919の3、乙920から乙927まで、乙928の1、字辻石乙934から乙954まで、乙955の1、字青木乙984から乙988まで、乙989の1から乙989の3まで、乙990から乙1003まで、乙1004の1、乙1005、乙1006、字小柚乙1007から乙1009まで、乙1030、乙1031、乙1032の1、乙1033、乙1036から乙1039まで、乙1040の1、乙1041から乙1043まで、字小池越乙1059から乙1078まで、乙1079の1、字魚見乙1152の1、字柚太尾乙1157、乙1158の2、乙1159の1、乙1160の1、乙1161、乙1162の1、乙1163、乙1164の1、乙1165の1、乙1166の1、乙1169の1、字谷ノ奥乙1173の1、乙1174の1、乙1175の1、乙1176の1、字申ヶ谷乙1215の1、乙1219から乙1226まで、乙1232から乙1234まで、乙1236から乙1242まで、字梶木奥乙1249から乙1256まで、乙1259、乙1260、字太平山乙1282の1、乙1282の6から乙1282の22まで、乙1288、乙1289、乙1290の1、乙1291、字猪見山乙1306、乙1307の1、乙1307の4、乙1310から乙1318まで、乙1320、乙1324、乙1326から乙1329まで、乙1331、乙1332の1、乙1332の2（国有林）、乙1333の1、乙1333の2（国有林）、乙1334の1、乙1334の2（国有林）、乙1335から乙1337まで、乙1340から乙1343まで、乙1347から乙1349まで、乙1353から乙1358まで、乙1360、乙1361の1、乙1362、小部字恵門乙83の1、乙90の1、乙90の3、字中段乙412から乙416まで、乙418の2、乙427の2、乙436の2、乙439の1、乙440の3、乙440の4、乙441の2、乙442の2、乙443、乙443の2、乙448、乙448の2、乙449、乙450、乙451の1、乙452、乙452の2、乙453、乙454、乙455の1、乙455の2（国有林）、乙456の1、乙456の2、乙456の4、乙459、乙460の1、乙462、乙462の3、乙463の1から乙463の3まで、乙464、乙465、乙467、乙469の3、乙471の2、乙472の1、上庄字高坪2043、2044、2045の1、2050の1、2050の3、2051、2052の1、2053から2056まで、2057の1、2059の1、2060、2061、字德利晒2063（次の図に示す部分に限る。）、2064、字持場2104の1、2104の2、字東ヶ谷2189、淵崎字與九郎山乙6の1、乙7から乙9まで、乙10の1、乙13の1、乙14の1、乙16、乙18の1、乙19から乙22まで、字皇踏乙37（次の図に示す部分に限る。）、乙42から乙44まで、乙57の1、乙57の2（国有林）、乙58、乙62から乙64まで、乙65の1、字瀧ノ根乙99の1、乙99の3（国有林）、字奥山甲1037、甲1045から甲1048まで、甲1087、字魚見乙104の1、乙104の14（国有林）、乙104の15、乙106の1、乙106の3、乙108、乙109、字中ノ谷乙118から乙120まで、乙130の1、乙131、乙136、乙138、乙141から乙144まで、乙146、乙148から乙151まで、乙154から乙163まで、乙164の1、乙166の3、乙167の3、字晩石乙169の6、乙171の1、乙172の1、乙176の1、乙177、乙178、乙181から乙189まで、乙190の1、乙193の3、乙194の1、乙195の1、乙196から乙200まで、乙204、字妹尾乙241の1、乙242、乙243、乙245、乙248、乙254の1、乙255、乙256の1、乙256の3、字山ノ上甲1179の1、甲1179の2（国有林）、字與九郎谷甲2309の1、甲2313、甲2315、甲2317から甲2320まで、豊島家浦字中村1785の1、1790の1、1791の1、1907の1、1932の1、字宮ノ中2757、字ウナキ2899の6、2919の1、2919の5、

2920、2921の1、2928の1、2962、2963、2964の1、2964の6、2966の1から2966の4まで、2967の1、2967の2、2968、3068、3069、3074の2、字中玉3076の2、3076の6から3076の9まで、3076の17、3076の18、3076の21から3076の23まで、3106、字柚3169の1、3169の3、3169の5から3169の19まで、3242の1、3242の8、3242の16、3242の32、3242の36、3276の1、3276の3、3277の1から3277の3まで、3297の4から3297の8まで、3302の1、3305の1、3305の2、3306、3308の1、3308の4、3308の5、字増田3521から3531まで、3550、3551の1、字堂床3601の1、3602から3605まで、3609の2、3610の1、3616の2、3617から3619まで、3621、3622、3626の1、3627、3628の1、3628の2、字井ノ奥3630、3632、3633、3634の1、3637の1、3637の2（国有林）、3637の3、3641の3、3641の4（国有林）、字中山3643の1、3647、3648の1、3659、3660の2、3662、字神庄3679、3680、3683、3685、3697、3698、3700の1、3733の1、3762の1、3764の1、3764の3、3764の4（国有林）、3765の1、字三本松3768の1、3770の1、3770の2、3771の1、3771の3（国有林）、3772の1、3772の3（国有林）、3772の4、3774の1、3774の3（国有林）、3775の1、3777、3778、3779の1、3779の3（国有林）、3780の1、3780の2（国有林）、3781、3806の1から3806の8まで、豊島唐櫃字山神2292、2298の1、2298の2、2299の1、2300、2301の1、2302の2（次の図に示す部分に限る。）、2305の1、2306、2308、字高下2338、2342の1、2343の1、2344の1、2345の1、2347の1、2349、2354の1、2374、2377、2382から2385まで、2387から2391まで、2392の1、2392の2、2393から2395まで、2397の4、2400から2406まで、字栄山2828から2835まで、2837、2839、2858の1・2859・2860（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2861から2866まで、2868から2873まで、2889の2、2890、2891の1、2895の4、2905

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

字谷ノ奥乙1173の1、乙1174の1、乙1175の1、乙1176の1、豊島家浦字中村1785の1、1790の1、1791の1、1907の1、1932の1、字井ノ奥3630、3632、3633、3634の1、3637の1、3637の2（国有林）、3637の3、3641の3、3641の4（国有林）、字神庄3679、3680、3683、3685、3697、3698、3700の1、3733の1、3762の1、3764の1、3764の3、3764の4（国有林）、3765の1、豊島唐櫃字山神2292、2298の1、2298の2、2299の1、2300、2301の1、2302の2（次の図に示す部分に限る。）、2305の1、2306、2308

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び土庄町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）